

公立大学法人鳥取環境大学業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び公立大学法人鳥取環境大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規程（平成24年2月7日鳥取県公告）第2条の規定に基づき、公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することとする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により鳥取県知事及び鳥取市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(大学の設置及び運営)

第3条 法人は、未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においたローカルな視点を保ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行うことを目的として、鳥取環境大学を設置し、これを運営するものとする。

(学生支援)

第4条 法人は、すべての学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談などの学生生活に関する相談その他の援助を行うものとする。

(受託研究等)

第5条 法人は、民間企業や試験研究機関等との共同研究や受託研究、地域社会との交流研究等を実施するなど、法人以外の者と連携して教育研究活動の推進に取り組むものとする。

(社会貢献)

第6条 法人は、地域社会に貢献するため、公開講座を開設する等、地域住民に幅広く学習機会を提供し、地域社会と大学の連携を密にして地域連携活動を展開するとともに、大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進するものとする。

(附帯事業)

第7条 法人は、第3条から前条までに掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。

(業務委託の基準)

第8条 法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部

を委託することができる。

(業務委託の基準)

第9条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 委託業務の名称及び内容
- (2) 実施期間
- (3) 委託料
- (4) 支払方法
- (5) 契約の変更及び解除の条件
- (6) 業務完了の認定方法
- (7) その他必要な事項

(契約の方法)

第10条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(その他)

第11条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、鳥取県知事及び鳥取市長の認可の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。